



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成29年11月13日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 東白川郡塙町の 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成28年11月15日に東北運輸局福島運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

### 記

- 行政処分書の交付年月日  
交付年月日：平成29年11月7日
- 行政処分対象事業者及び営業所  
事業者：株式会社 ダリア観光バス 代表取締役 國分 康平  
(法人番号8380001019399)  
福島県東白川郡塙町大字大蔵字折籠299  
営業所：本社営業所  
福島県東白川郡塙町大字上石井字屋敷前97番地1
- 行政処分等年月日  
平成29年10月5日
- 行政処分の概要  
①事業用自動車の使用停止処分  
平成29年11月7日から平成29年11月26日まで(2両×20日間停止)  
②文書警告
- 違反の概要  
(裏面へ続く)

### 《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：及川、松原  
TEL：024-546-0343  
音声ガイダンス「3」

## 5 違反の概要

### ①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。  
(道路運送法第9条の2第1項)
  
2. 事業計画の定めるところに従わずに業務を行っていた。  
(道路運送法第16条第1項)
  - ・事業計画で定めていない営業所で業務を行っていた。
  
3. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
  - ・初任運転者及び高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

### ②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
  - ・運送引受書の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
  - ・乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
  - ・点呼の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
  - ・点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
  - ・運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
  - ・乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
  - ・高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)